

葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会の設置について

1 設置の趣旨

総合庁舎の整備については、これまで、総合庁舎の劣化状況や整備手法について調査・検討を行い、総務委員会に報告してきた。

これらの調査・検討を基に、総合庁舎の整備のあり方について区内各地域の代表者の方々や学識経験者から、ご意見をいただくことを目的に「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」を設置する。

2 委員会の概要

(1) 設置

葛飾区の総合庁舎の問題点を整理し、総合庁舎のあり方について検討するため、「葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会」を設置する。

(2) 所掌事項

- ① 葛飾区総合庁舎の整備に関すること。
- ② その他、区長が必要と認めること。

(3) 組織

- | | |
|----------------------|----|
| ① 学識経験者 | 2人 |
| ② 区内各地域の代表者 | 7人 |
| ③ 葛飾区の区域内の公共的団体等の代表者 | 6人 |
| ④ 区民（公募） | 3人 |
| ⑤ 副区長 | 1人 |

(4) その他

検討委員会は、専門的事項に関し学識経験のある者その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

3 今後の予定

7月下旬に第1回葛飾区総合庁舎整備のあり方検討委員会を開催し、今年度、5回から6回開催して検討を行い、検討状況については、随時、総務委員会に報告する。